

共同企業体発注方式の見直しについて

市内建設業者の受注機会を確保し、より一層の市内経済の活性化及び市内建設業者の育成を図る観点から、次のとおり、市内企業建設工事共同企業体及び特殊工事等共同企業体の対象工事等を見直し、また、特殊工事等共同企業体については、平成20年度より試行実施という形で運用してきましたが、今回の見直しにより、制限する業種を無くしたため、試行を改め本格実施とします。

1 市内企業建設工事等共同企業体

現 行	平成28年4月1日以降の発注案件
<p>【対象工事等】</p> <p>(1) 予定価格が100,000,000円以上900,000,000円未満の土木工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p> <p>(2) 予定価格が100,000,000円以上1,800,000,000円未満の建築工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p> <p>(3) 予定価格が100,000,000円以上300,000,000円未満の電気工事又は管工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p>	<p>【対象工事等】</p> <p>(1) 予定価格が100,000,000円以上900,000,000円未満の土木工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p> <p>(2) 予定価格が100,000,000円以上1,800,000,000円未満の建築工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p> <p>(3) 予定価格が100,000,000円以上300,000,000円未満の電気工事又は管工事（特別な技術を要する工事を除く。）</p> <p><u>(4) 予定価格が100,000,000円以上のその他工事（特別な技術を要する工事を除く。）</u></p>

2 特殊工事等共同企業体

現 行	平成28年4月1日以降の発注案件
<p>【対象工事等】</p> <p>(1) 予定価格が60,000,000円以上600,000,000円未満の登録要綱別表第1に定める土木工事、建築工事、電気工事又は管工事</p> <p>(2) 予定価格が2,500,000円を超える登録要綱別表第1に定めるその他工事</p> <p>(3) 予定価格が15,000,000円以上の建築設計業務</p>	<p>【対象工事等】</p> <p>(1) <u>予定価格が2,500,000円を超え</u>600,000,000円未満の登録要綱別表第1に定める<u>土木工事</u></p> <p>(2) <u>予定価格が2,500,000円を超え900,000,000円未満の登録要綱別表第1に定める建築工事</u></p> <p>(3) <u>予定価格が2,500,000円を超え200,000,000円未満の登録要綱別表第1に定める電気工事又は管工事</u></p> <p>(4) <u>予定価格が2,500,000円を超え100,000,000円未満の登録要綱別表第1に定める造園工事</u></p> <p>(5) 予定価格が2,500,000円を超える登録要綱別表第1に定める<u>舗装工事又はその他工事</u></p> <p>(6) 予定価格が<u>1,000,000円を超える工事関連業務</u></p>